第九条の五第二項中「前項」を「第一項」に、「中間納付額」を「道府県民税の中間納付額」に、「又は」を「及び」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合において、当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税で未納のものに充当するときは、当該道府県民税の中間納付額に係る還付金のうちその充当する金額については、前項の規定による道府県民税の中間納付額に係る還付金に加算すべき金額を付さないものとする。

第九条の七第六項各号列記以外の部分中「第十六項及び次条第四項第二号」を「以下この項及び次条第四項第二号」に、「、適格現物出資」を「又は適格現物出資」に、「、第十六項及び次条第四項第三号」を「及び次条第四項第三号」に改め、「又は適格現物分配（同法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）」を削り、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「分割法人をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「、現物出資法人」を「又は現物出資法人」に改め、「又は現物分配法人（同法第二条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。以下この項、第十六項及び次条第四項第四号において同じ。）」を削り、「第十三項、第二十一項及び第二十五項」を「第十一項、第十八項及び第二十一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割（法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。）」を「適格分割又は」に改め、「又は適格現物分配」を削り、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は現物分配法人」を「又は現物出資法人」に改め、「第十六項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までを除き、」を削り、同号を同項第二号とし、同条第七項第二号中「第二十二項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項各号列記以外の部分中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号及び第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十四項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第九項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、「、分割前三年内事業年度等」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「第六項第三号」を「第六項第二号」に改め、同項第一号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号イ中「国外所得金額又は個別国外所得金額」を「法人税法施行令第百四十二条第三項に規定する国外所得金額（同令第百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。第二十二項第一号において「国外所得金額」という。）又は同令第百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額（第二十二項第一号において「個別国外所得金額」という。）」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項から第十八項まで及び第二十八項から第三十項までにおいて「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（次項、第十八項及び第二十八項から第三十項までにおいて「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第二十九項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「、被現物出資法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「又は被現物分配法人（同法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。次条第五項において同じ。）」及び「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項を削り、同条第二十四項各号列記以外の部分中「第二十一項」を「第十八項」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第十八項」に、「適格合併等」に改め、「、分割前三年内事業年度等」を削り、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「第二十一項第三号」を「第十八項第二号」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第二十一項」を「第十八項」に、「第二十項」を「第十七項」に改め、「分割前三年内事業年度等又は」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第九条の八第四項第四号を次のように改める。

四　適格現物分配（法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。）　当該適格現物分配に係る現物分配法人（同条第十二号の六に規定する現物分配法人をいう。）

第九条の八第五項中「、被現物分配法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人をいう。）」を加える。

第九条の九の二第一項ただし書中「更正」の下に「（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の九の四第一項において同じ。）に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同項において「更正等」という。）」を加える。

第九条の九の四第一項本文中「に係る第九条の九の二」を「に係る同条」に改め、「（法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、当該利子割額控除等不足額に係る申告書）」を削り、「その提出期限）の翌日」の下に「（更正等によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合には、更正等の日の翌日以後一月を経過した日（当該更正等が更正の請求に基づく更正である場合及び更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日）」を加え、「同条」を「前条」に改める。

第二十条の二の十一中「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と」の下に「、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」と、「同条」を「前条」と」を、「地方税法第七十二条の二十三第三項」の下に「と、同令第百十八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」を加える。

第二十条の三第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」を「（法第五十九条第一項」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第五十九条第一項に規定する」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項に規定する」と、「第百十六条の三第一号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十六条の三第一号」に、「法第五十九条第二項　同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読